

入 札 説 明 書

「生活保護システム標準化対応業務委託」

(令和8年7月28日公告分)

横浜市健康福祉局生活支援課

令和 8 年 7 月 28 日横浜市報調達公告で公告した「生活保護システム標準化対応業務委託」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

生活保護システム標準化対応業務委託 一式

(2) 業務内容

別添設計図書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

〒231-0005 中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市健康福祉局生活支援課ほか（詳細は、別添設計図書による。）

(5) 入札方法

この入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行います。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

(1) 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「316：コンピュータ業務」に登録が認められている者であること。

(3) 令和 8 年 8 月 7 日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 政令指定都市における標準準拠システムの導入委託の受託実績を有する者であること。

(5) ガバメントクラウド上でのシステム構築の実績を有する者であること。

(6) 本業務を実施する部門において、「IS09001（品質マネジメントシステム）」の認証を取得していること。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度に基づく認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。

(8) 「JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）」適合性評価制度により、プライバシーマークの付与認定を受けていること。

- (9) 本業務の調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその事業者と資本関係のある事業者ではないこと。ここでいう「資本関係のある事業者」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する親会社等と子会社等の関係にある場合又は同一の親会社等を有する子会社等同士の関係にある場合をいう。

3 入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次の手続きが必要です。なお、書類作成の際には、横浜市Webページ「ヨコハマ・入札のとびら」からダウンロードして記入し、提出してください。

- (1) 「2(2)令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）」において「316：コンピュータ業務」に登録が認められている者であること」の条件を満たしていない者は、次のア又はイの手続きが必要です。なお、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

ア 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていない者
横浜市Webページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る入札参加資格審査申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続き前及び必要書類のアップロード後に(5)の局課に必ず連絡してください。

イ 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されているが「316：コンピュータ業務」に登録が認められていない者
横浜市Webページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る種目追加申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続き前及び必要書類のアップロード後に(5)の局課に必ず連絡してください。

(2) 提出書類

令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）の登載の有無にかかわらず、入札に参加しようとする者は提出してください。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 2(4)(5)に該当することを証する委託業務経歴書
- ウ 2(6)(7)(8)に該当することを証する登録証の写し
- エ 2(9)に該当することを証する調達仕様書作成関与及び資本関係確認に関する誓約書

(3) 提出方法

ア 持参による提出の場合

(4)の期間に紙にて(5)に掲げる局課に直接持参してください。

イ 郵送による提出の場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。）

令和 8 年 8 月 7 日午後 5 時までに (5) に掲げる局課に必着で郵送してください。郵送は、書留郵便によらなければなりません。封筒の封皮には件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に (5) に掲げるそれぞれの局課に必ず電話連絡しなければなりません（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（以下「休日等」という。）を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）。

(4) 提出期間

ア (1) の申請期間

公告日から令和 8 年 8 月 7 日まで（休日等を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

イ (2) の提出期間

公告日から令和 8 年 8 月 7 日まで（休日等を除く毎日午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(5) 担当局課

ア (1) の問い合わせ先

横浜市総務局契約第二課

電話 045(671)2186（直通）

イ (2) の提出場所

〒231-0005 中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市健康福祉局生活支援課（横浜市庁舎 16 階）

西・松浦・南 電話 045(671)2403（直通）

(6) 入札参加に係る通知

次の通知は、令和 8 年 8 月 26 日までに行います。

ア 特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿登載の審査結果通知書

イ 入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

(1) 2 に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 3 (1) の手続きに係る申請データ及び必要書類において虚偽があったとき。

(3) 3 (2) に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 設計図書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり回答を求める場合には、公告日から令和8年9月4日午後5時までに別紙質問書を(2)の局課に電子メールで提出しなければなりません。電子メールを送信した際は、(2)の局課に電話で連絡してください。

(2) 質問書の提出先

横浜市健康福祉局生活支援課

西・松浦・南 電話 045(671)2403 (直通)

メールアドレス kf-seihosystem@city.yokohama.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年9月11日までに横浜市Webページ

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/itaku/kenko/>)で行い、併せて(2)の局課において文書により閲覧に供します。

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 入札公告期間中の資料閲覧等

(1) 閲覧方法

本業務の実施に参考となる資料については、公告日から令和8年10月2日午後5時まで閲覧可能とします（一部設計書がないものもあります。）。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整してください。

(2) 閲覧場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局生活支援課（横浜市庁舎16階）

西・松浦・南 電話 045(671)2403 (直通)

7 入札関係書類の提出

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により、入札関係書類を提出することとします。方法にかかわらず、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒の封皮には氏名等を朱書し、外封筒の封皮には件名とともに「入札書在中」と朱書しなければなりません。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 入札書

イ 提案書

詳細については、別途提案要領によります。

(2) 持参による入札関係書類の提出

ア 提出期限

令和8年10月2日 午後5時まで

イ 提出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局生活支援課（横浜市庁舎16階）

西・松浦・南 電話 045(671)2403（直通）

(3) 郵送による入札関係書類の提出

ア 提出期限及び郵送先

令和8年10月2日午後5時までに7(2)イの局課に必着のこと。

イ 方法

郵便入札は、書留郵便によらなければなりません。郵送した日に7(2)イに掲げる局課に必ず電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

8 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積らなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。

(3) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

9 入札における注意事項

(1) 入札

7(2)イの局課が、7(2)アの期限までに入札関係書類を受理できなかった場合、当該入札参加者は入札に参加できません。

(2) 入札の中止

副市長は、入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(3) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を持参又は郵送するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札

を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。ただし、郵送の場合は、7(2)アの期限までに7(2)イの局課に必着のこと。

イ 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(4) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

イ 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

ウ 本書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

エ 前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

10 提案内容説明会（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程等詳細は、別途入札参加資格が認められた者に通知します。

11 落札者の決定

(1) 別添「落札者決定基準」に基づく総合評価点数の最も高い入札者を落札者とします。

ただし、次のいずれかに該当する者は落札者としません。

ア 別添「落札者決定基準」で定める欠格事由に該当する場合

イ 入札者の入札額が予定価格を上回る金額の場合

(2) 総合評価点数の最も高い者が2者以上あるときは、提案評価表の「2 提案内容」の合計点が高い者を落札者とします。「2 提案内容」の合計点も同一の場合には、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとします。

(3) 総合評価点数は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、横浜市Webページで公表します。

12 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

13 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙様式による

契約書を取りかわします。

- (2) 副市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。
- (3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、副市長から2通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、副市長は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうちの1通を契約の相手方に送付します。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 契約金の支払方法

- (1) 前金払

行いません。

- (2) 契約金の支払方法

令和8年度から年度単位で、3月末に行う部分検査終了後、請求に基づき契約金額を支払います。ただし、年度単位に債務負担額の上限額が設定されているため各年度の上限を超えない範囲の金額を支払います。

15 その他

- (1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

- (2) 苦情申立て

ア 当該入札手続における入札参加資格の確認その他手続に関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができます。なお、落札者の決定後であっても苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合があります。

イ 事務局

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市総務局契約第一課

電話 045(671)2707（直通）

- (3) 契約手続に関する問い合わせ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局生活支援課（横浜市庁舎16階）

西・松浦・南 電話 045(671)2403（直通）

- (4) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。

入札参加資格審査申請（特定調達契約用）及び 種目追加登録申請（特定調達契約用）について

横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係及び設計・測量等関係）に登載されていない方及び入札参加条件で定める種目に登録が認められていない方は、「入札参加資格審査申請（特定調達契約用）」又は「種目追加登録申請（特定調達契約用）」を行う必要があります。

※横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係及び設計・測量等関係）に登録されている方で、入札参加条件に該当する種目に登録のある方については、申請の必要はありません。

「入札参加資格審査申請（特定調達契約用）」及び「種目追加登録申請（特定調達契約用）」は、横浜市Webページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから電子での申請内容の入力・データ送信と必要書類のアップロード（PDF形式データ）にて行います。

申請に必要な書類の説明等は、横浜市Webページ「ヨコハマ・入札のとびら」及び該当案件の入札説明書に掲載しておりますので、御確認ください。

「ヨコハマ・入札のとびら」URL

https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_index.html

なお、書類提出前に下記の問合せ先へ御連絡ください。

【問合せ及び受付】

受付時間 閉庁日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
総務局契約第二課

中区本町6丁目50番地の10（市庁舎11階）

物品購入、賃貸借、印刷等 電話 045（671）2248

委託、設計・測量等 電話 045（671）2186